

珠洲市監査公表第5号

地方自治法第199条第4項の規定により、珠洲市立保育園の令和7年度定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその監査結果を次のとおり公表する。

令和7年11月21日

珠洲市監査委員 田島邦章
珠洲市監査委員 向山忠秀

第1 監査の概要

1 監査の種類

珠洲市監査基準に関する規程に準拠した地方自治法第199条第4項に規定する定期監査

2 監査の対象

珠洲市立保育園設置条例により設置された保育園

3 監査の範囲

令和6年度事務事業の実績及び令和7年度の実施状況

4 監査事項

- (1) 保育園の管理運営について
- (2) 施設、設備（備品）の保管及び維持管理状況について
- (3) 職員の服務状況について
- (4) 備え付け帳簿類の整備及び保管について
- (5) その他

5 監査の実施日

書類審査 令和7年 9月17日（水）から10月8日（水）まで

施設監査 令和7年10月 9日（木）

6 監査を執行した監査委員

田島邦章

向山忠秀

7 監査の手続き

全保育園を対象に、珠洲市立保育園で整備すべき関係書類の提出を求め、書類審査を実施するとともに、つばき保育園へ出向き、全保育園の令和7年度の運営目標、保育計画、施設管理状況等について福祉課長、指導保育士及び福祉課担当職員の立ち会いのもと、保育園長並びに副園長から詳細な説明を聴取するとともに、諸帳簿等の監査を行った。

第2 監査の結果

いずれの保育園についても、概ね適正に執行されていると認められた。